

大台町ファミリー・サポート・センター 報酬等に関する基準

1 大台町ファミリー・サポート・センター会則第14条第3項に係る報酬の基準を次のように定める。

利用時間	金 額
午前7時から午後7時まで（日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）	1時間あたり 700円
上記以外の時間帯 上記（ ）内の時間帯	1時間あたり 800円

ただし、次の場合は、下表の料金を適用する。

- ・ 緊急時（依頼受付から援助開始まで6時間に満たない場合）の利用
- ・ 軽い病児や病後児の利用（軽い病児・病後児預かりの判断は、依頼会員、センター、および提供会員の協議により行う）
- ・ 宿泊（午後10時から翌日午前6時まで連続の利用）

内容	利用時間	金 額
緊急時 軽い病児 病後児	午前7時から午後7時まで（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）	1時間あたり1,000円
	上記以外の時間帯 上記（ ）内の時間帯	1時間あたり1,200円
宿泊	午後10時から午前6時（連続8時間）	1回あたり 5,000円

2 兄弟姉妹など同一世帯の複数の子どもを預ける場合に、子ども全員が4歳以上であれば2人目以降を半額とする。ただし0歳から3歳までの複数の子どもを預ける場合は、原則提供会員も複数となります。

3 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。それ以後は30分単位で計算する。

4 時間を延長したときは、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として取り扱う。

5 依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合は、取消料として、次のとおり算出した金額を提供会員に支払う。

- ・ 前日までの取り消し…無料
- ・ 当日取り消し…上記基準により算出された報酬額の半額
- ・ 無断取り消し…全額

- 6 子どもの送迎に伴い提供会員が負担した交通費については、依頼会員が実費を提供会員に支払う。
- 7 子どもの食事（ミルク）、おやつ、オムツ等は、原則として依頼会員が用意する。但し、これらについて、提供会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を提供会員に支払う。
- 8 報酬等は、援助活動終了後速やかに支払うものとする。但し、援助が長期にわたる場合は、提供会員の了解があれば、1週間分又は1か月分をまとめて支払うことができるものとする。
- 9 軽い病児・病後児の預かりについては、下記のとおりとする。
 - ① 原則として依頼会員は、子どもをかかりつけ医に受診させた後に、センターに受診の結果を伝え、援助依頼を行う。預かりの決定は、依頼会員、センター、および提供会員の協議により行う。
 - ② 保育園で発熱した等の理由により緊急に送迎を行う必要がある場合、依頼会員は電話等でセンターに援助依頼を行い、更に保育園・かかりつけ医等へ提供会員による援助を受ける旨を伝えるものとする。提供会員は依頼内容に基づき、かかりつけ医等への送迎を行い、保護者の到着を待つ。